

八代市立松高小学校

「いじめ防止基本方針」

令和3年1月 改訂

【 目 次 】

- 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえ方・定義
 - (2) いじめの未然防止
 - (3) いじめの早期発見
 - (4) いじめへの対処
 - (5) 家庭や地域住民との連携
 - (6) 児童会との連携
 - (7) 関係機関との連携

- 3 本校におけるいじめ等の実態
 - (1) いじめの状況
 - (2) いじめの傾向と課題

- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見に係る年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめへの対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価

- 5 重大事態への対処

- 6 基本方針の見直し及び公表

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

八代市立松高小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念を持っていじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(組織の設置)

八代市立松高小学校いじめ防止委員会を設置する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(1) いじめのとらえ方・定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）

であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法 第2条第1項」より）

（2）いじめの未然防止

すべての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために継続的な取組を行う。また、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図ったり、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成を図る。

（3）いじめの早期発見

教職員は、いじめの早期発見のために日頃より些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わり、いじめを積極的に認知する。そのため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行う。

（4）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、組織的に対応を行う。そのため、本校では生徒指導部会を基盤とする「いじめ防止委員会」を設置する。

また、いじめの解決とは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断する。

（5）家庭や地域住民との連携

① 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図る。

保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

② P T A 役員会や自治協議会など地域住民の参加する会合には、情報を求めたり相談等をしたりしながらいじめの防止等に取り組む。

（6）児童会との連携

児童一人一人の、いじめ防止に対する意識の向上を図るために以下の取組を行う。

- ① 児童会の運営委員会や人権委員会が中心となり、児童集会や校内放送、ポスターや標語を呼びかけ、いじめ防止に対する意識を向上させる。
- ② 12月の「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」への参加を呼びかける。

(7) 関係機関との連携

平素から、学校設置者や警察署、児童相談所、その他の関係諸機関（市民課、教育委員会、中学校や保健所・療育センターなど）の担当者と窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築し課題解決に臨む。

3 本校におけるいじめ等の実態

(令和2年度11月実施 心のアンケートより)

(1) いじめの状況

実施児童 824名

- ① 今の学年でいじめられたことがありますか。
 - ・あると答えた児童 121人
14.7%の児童がいじめられたと答えた。
 - ※121人のうち、学校がいじめ事案と認知した児童数 81人
- ② だれからいじめられましたか。又、どんないじめを受けましたか。
 - ・8割近くが「同級生」と答えていた。
 - ・内容は「殴られた、蹴られた」が最多で25.0%、次いで「冷やかし、からかい」が16.6%、「言いがかり、おどし」が14.6%と続いている。
- ③ いまでもいじめは続いていますか。(学校が認知したうち)
 - ・続いている 43人
 - ・続いていない 78人
- ④ ネット上で悪口を書いたり仲間外しをしたりしたことはありますか。(3年生以上対象)
 - ・悪口も仲間外しもある 2人
 - ・悪口はある 2人
 - ・仲間外しはある 1人

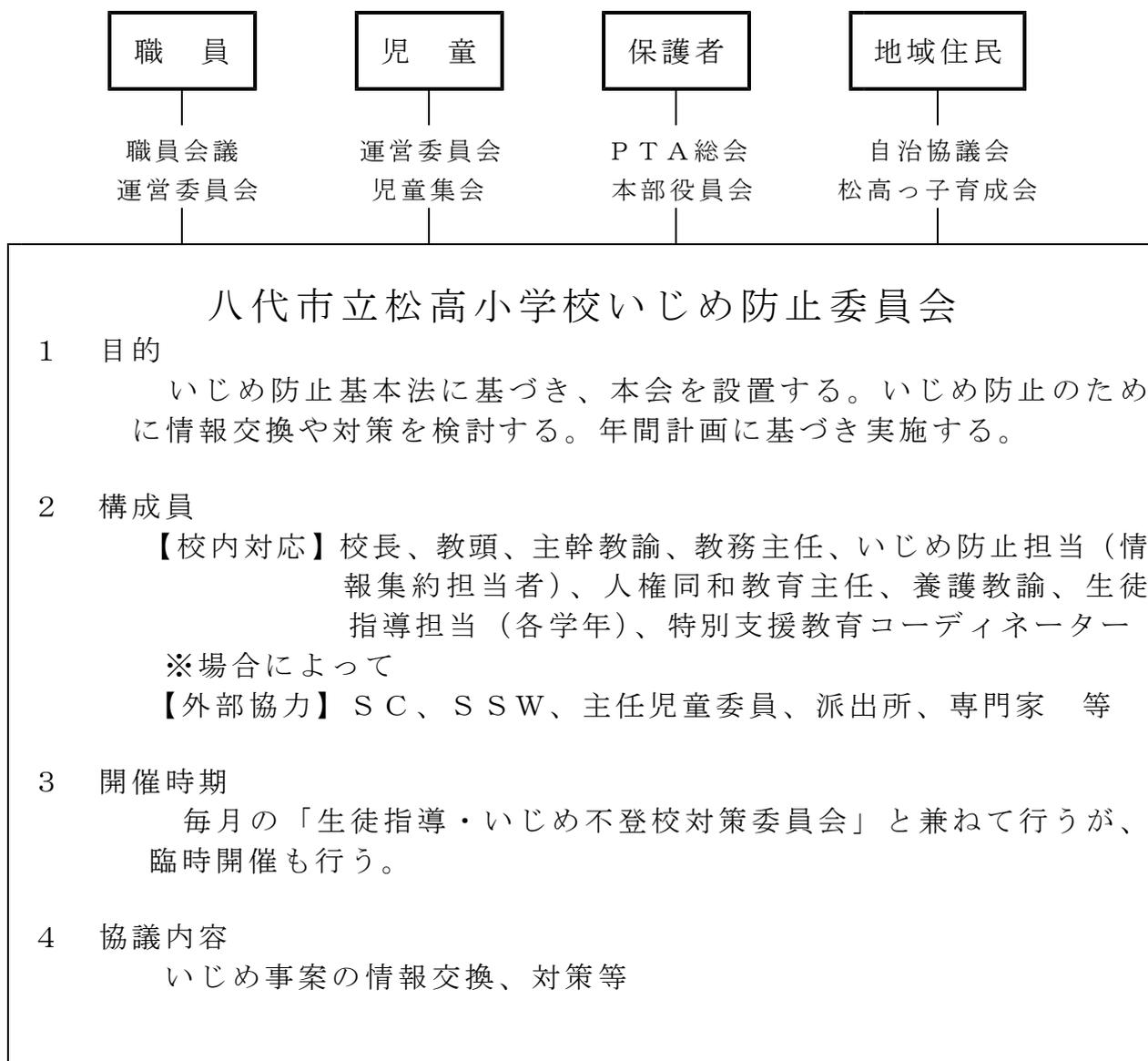
(2) いじめ問題等の実態

*心のアンケート結果から課題と思われるような質問項目のデータ等や児童の様子から

- ・いじめの内容としては、「殴られた、蹴られた」「冷やかし、からかい」「言いがかり、おどし」等が多く、いじめを受けた児童の中にはかなりきつい思いをしている児童もいた。アンケート後、学級指導や学年集会など発達段階に応じた指導や個別の指導で話し込みを行い、相手の気持ちを考えること等、各担任等による指導により、解消に向けた取組を行っている。また、いじめがなくなったと思われる事案についても、少なくとも3ヶ月程度は見守りを継続し、解消に向け、気を緩めることなく組織体としての取組を続けていく。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

① 居場所づくり（分かる授業）、絆づくりの実践

・ 児童生徒同士のつながり：キーワード「人間関係」

一人一人の児童のよさを理解し合うために、朝、帰りの会等を活用し、個のよさを伝え合う取組を行う。また、昼休みの全員遊び等とおし、児童同士のつながりを深める学級経営を行う。

・ 教職員と児童生徒のつながり：キーワード「信頼関係」

教育相談、日記指導などをとおして、児童の思いを捉える。他にも見回りを行ったり、いっしょに遊んだりすることで、担任や教師がいつも寄り添っている安心感を与えるようにする。

・ 組織体としての教職員のつながり：キーワード「一致団結」

「欠席」の連絡のあった児童に対して、必ず連絡を取る。また、不安定な要素をかかえる児童への関わりが、担任や学年中心となってしまうことがないように、家庭訪問、ケース会議等共通理解の方法を工夫して学校全体で取り組む。

・ 学校と家庭、地域・関係機関のつながり：キーワード「連携・協働」

各小学校、地域（自治協議会、民生委員、健全育成団体等）、関係機関からの情報を収集したり、授業参観や学校行事の案内を行い、意見・情報交換を実施している。また、PTA会員を中心とした「見守り隊」による巡回を行う。

② 道徳教育の充実

道徳の時間には、児童の心の涵養のために学校行事や体験活動との関連を図り、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導する。加えて、見て見ぬふりをしたり知らん顔をしたりすることも「傍観者」としていじめに加担していることになることを周知する。

また、人権尊重に対する理解を深めるための啓発として、人権作文（みつめる）等の取組を行う。

③ 児童会活動の充実

児童一人一人がいじめをなくすための取組を考え、それを実践させていくことで、自主的自発的な態度や行動を育成し、規範意識を高め、コミュニケーション力の育成につなげる。

④ 小中一貫・連携教育の取組

中一ギャップという小学校と中学校との境界での諸問題が存在している。小さく段階を踏んだ指導を実践し、情報交換だけでなく、共通理解や実践を行うことで小中学校間の連携を図り、いじめ防止の取組

に活かす。

⑤ 体験活動の充実

体験活動を様々な場面で計画的に行い、自立心の育成やコミュニケーション力の向上につなげる。また、自発的な活動を計画することで責任をもってやり遂げる充実感・成就感を味わわせる。

⑥ 校内研修の取組

いじめ防止に関する研修（未然防止策・対処策等）を取り入れ、いじめ防止策としても情報交換だけにとどめない場とする。

⑦ 生徒指導充実月間の取組

新学期と2学期のはじめには、各担任が教育相談や電話連絡、家庭訪問を実施する。児童の不安感や保護者の悩み等課題の軽減を図る。

⑧ 「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの活用

プログラムに基づき実践を進め、命を大切にできる心を育てる。

⑨ 日々の授業において「めあて」と「まとめ」を明確にした「分かる授業」を展開し、児童一人一人の自己有用感を高める。

⑩ 学校全体で暴力や暴言を排除する環境づくりに努める。

(3) いじめの早期発見のための取組

① 教職員は、いじめの早期発見のために日頃より些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わり、いじめを積極的に認知する。担任だけでなく校長を先頭に、昼休みなど積極的な校内巡視を行い、児童の様子を把握し未然防止にあたる。

② いじめ調査等を実施し、いじめを早期に発見するために在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

(ア) 各学期の「心のアンケート」の実施や、定期的な「子どものサインチェックシート」の活用で実態の把握を行う。

(イ) 上記の取組と連動して学級担任による教育相談を行い、児童との会話を通して思いを共有する。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として

(ア) 学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込みを禁止する。

(イ) 児童が情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるため、情報モラルに関する学習に取り組む。具体的に

は、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどである。

(ウ) 保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

④ いじめ相談体制の確立を図り、児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようスクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置を行い相談体制の整備を行う。

⑤ いじめに関する情報の窓口を一元化するため、いじめ防止委員会に情報の集約等に係る業務を担う情報集約担当者を置き、いじめ防止担当職員をこれに充てる。

(4) いじめの未然防止、早期発見に係る年間計画

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	始業式・入学式 大掃除 家庭訪問	※ 各学年の指導計画表の参照		
5月	お見知り遠足 修学旅行(6年) 集団宿泊教室(5年)			
6月	プール掃除 避難訓練(水防)			
7月	終業式 大掃除			
8月	始業式・大掃除			
9月	避難訓練(不審者) 運動会			
10月	見学旅行(3,4年)			
11月	球技大会(5年) 避難訓練(火災)			

12月	終業式 大掃除			
1月	始業式 大掃除 避難訓練（地震）			
2月				
3月	お別れ遠足 卒業式			

	総合的な学習の時間	児童会活動	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月	※ 各学年の指導計画表参照	委員会紹介～スローガン～	特別支援教育 テーマ研修	入学式 家庭訪問
5月		環境委員会 全校朝会	テーマ研修 人権同和教育	授業参観・PTA総会 学級懇談会 家庭教育学級
6月		校内童話会	テーマ研修	授業参観・学級懇談会
7月		児童集会 全校朝会	テーマ研修	
8月			人権同和教育	
9月		給食委員会 運動会のテーマ	テーマ研修	運動会
10月		児童集会	テーマ研修 人権同和教育 現職研修	郷土学習 オープンスクール
11月		児童集会 人権ボランティア	テーマ研修	授業参観・学級懇談会
12月		全校朝会 保健委員会	テーマ研修	門松作り
1月			テーマ研修 特別支援教育	どんどや
2月		全校朝会 児童集会	テーマ研修	授業参観・PTA総会 学級懇談会 家庭教育学級

3月	児童集会	テーマ研修 人権同和教育	卒業式
----	------	-----------------	-----

(5) 学校におけるいじめへの対処

① いじめについての事実確認

- ・ いじめを認知した職員は、いじめを止めるとともに、そのいじめに関わった児童や関係者に適切な指導を行う。それに伴い、学級担任や生徒指導担当（いじめ対応チーム）に連絡し、管理職へ報告する。
- ・ いじめられていると相談にきた児童や情報を伝えた児童からの話を聞く際には、他の児童の目に触れないように、時間や場所など配慮をする（いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である）。
- ・ いじめを受けた（受けている）児童及びいじめの情報を伝えた児童を徹底して守るために、授業中、休み時間、放課後だけでなく、登下校中にも教職員の目の届く体制を整備する。
- ・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行った経緯や心情などを聞き取り、周囲の児童や保護者などからも情報を得ながら、正確にまとめる。また、保護者対応は、複数の職員で対応し、丁寧に事実を伝え、管理職の指示で職員間の情報共有と連携を図る。

② いじめを受けた児童への対応

- ・ いじめを受けた児童に対しては、事実確認を行うとともにつらい気持ちを受け入れ、共感することで心を開かせ安定を図る。（秘密を守ること、最後まで守り抜くことを伝える）
- ・ 自尊感情を高めさせるように、希望が持てる言葉かけや自信がもてる言葉かけなど配慮する。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

③ いじめた児童への対応

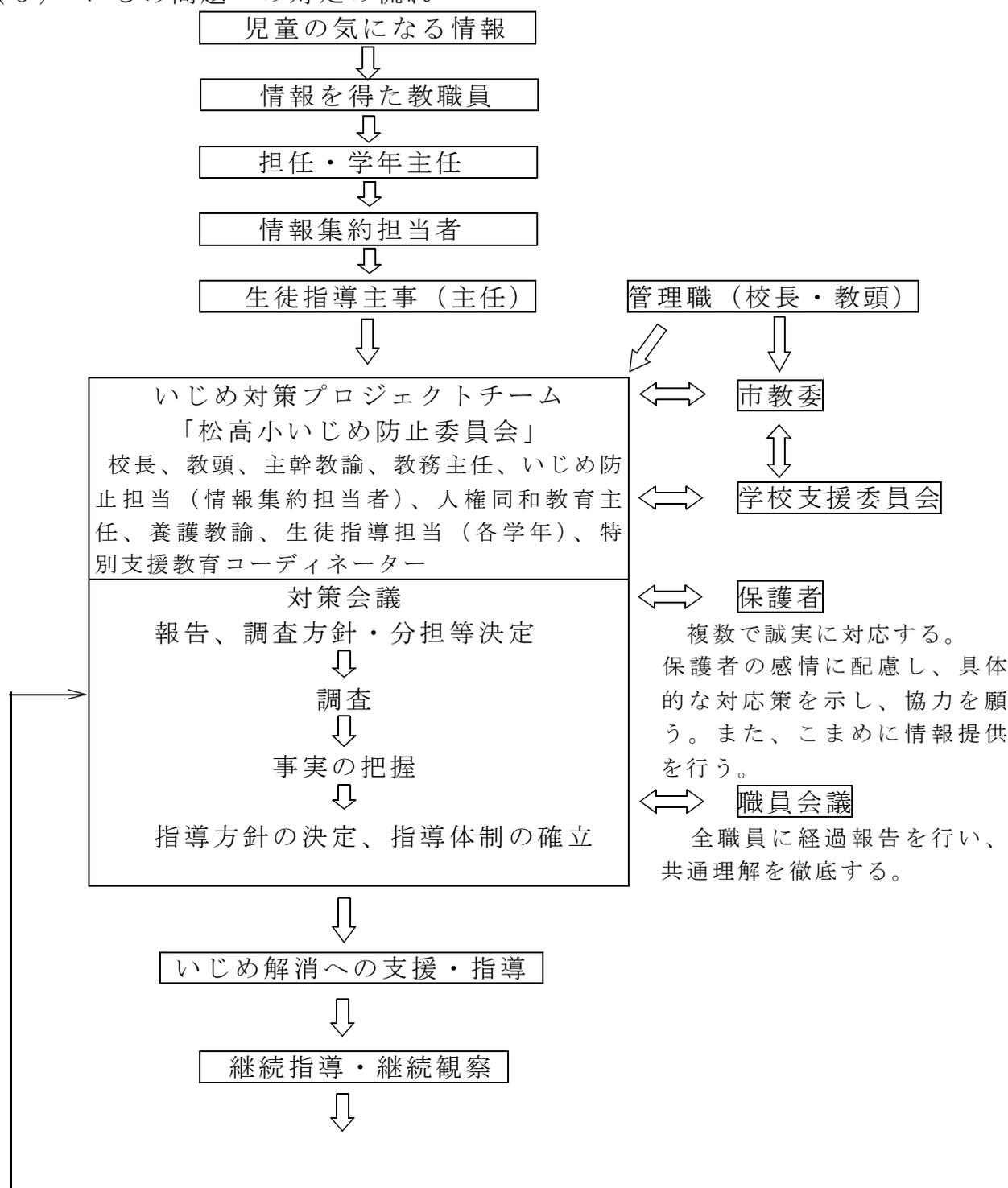
- ・ いじめた児童に対しては、いじめた気持ちや状況を聞き、行為について反省をさせる。また、児童の背景にも目を向けた指導を行う。
- ・ 毅然とした態度で強い指導を行い、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的な配慮を講じ、いじめが決して許されない行為であることについて理解させ、いじめられた側の気持ちについても考えさせる。

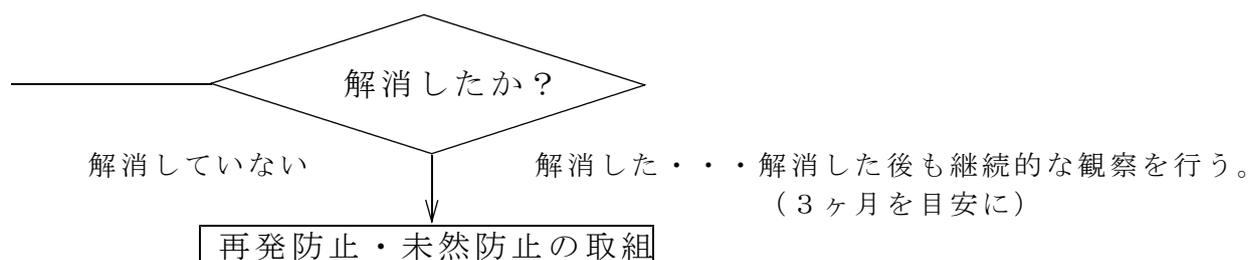
- ④ 周囲の児童への対応
- ・ いじめの当事者だけの問題にとどめず、学校（学年、学級等）全体の問題として捉え、傍観者から仲裁者への心の転換を促す。
 - ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることになるということを理解させ、いじめを訴えることが、正義感にあふれた勇気ある行動であることを指導する。
 - ・ マスコミ報道や体験、経験事例などの資料を活用し、いじめについて話し合い、自分の問題として認識させる。
- ⑤ いじめを受けた児童の保護者への対応
- ・ 保護者に対しては、事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
 - ・ 学校として、徹底して児童を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
 - ・ 対応の経緯をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
 - ・ つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、家庭と連携をとりながら、よりよい解決を図る。（相談体制を継続的に行う）
- ⑥ いじめた児童の保護者への対応
- ・ 保護者に対しては、事情聴取後家庭訪問を行い、事実を経緯とともに伝え、その場で児童に事実の確認をするとともに、相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらおう。
 - ・ いじめを受けた児童及び保護者のつらさや悲しみを伝え、解決に向けたよりよい方法を示し、理解を求める。
 - ・ 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ家庭での指導や取組を依頼する。また、関わり方などを一緒に考え具体的な助言を行う。
 - ・ 指導の経緯と児童の変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
 - ・ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ⑦ 保護者全体への対応
- ・ 保護者には、情報を正しく伝え、憶測による噂がないようにし、学校と保護者の協力関係を維持する。
 - ・ 事実に基づく学校の対応や今後の予定等、保護者向けに文書を発行する。また、保護者が児童に適切に接することができるよう、接し方やカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報など知らせる。
 - ・ 保護者会（全校・学年・学級等）を早めに開く。ただし、事実の説明においては、被害を負った児童の保護者の意向を確認しておく。
 - ・ P T A と日頃から信頼関係をつくり、保護者代表という立場から言うべきことははっきり言ってもらい、協力してもらおうところは協力

してもらう。

- ・スクールカウンセラーなどの協力依頼を行い、保護者会における心のケアについての講話を依頼する。また、保護者の不安に対応できるよう、保護者会終了後には職員やスクールカウンセラーなどは出口で待機する。

(6) いじめ問題への対処の流れ





(7) いじめの防止等への取組の評価

- ① 学校は、いじめの防止等に向けた取組について、研修や会議を随時行いその都度改善に努める。
- ② 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に公表する。

5 重大事態への対処

【重大事態とは】

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等。
 - (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

【重大事態発生時の連絡体制】

- (1) 発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導担当（主任）⇒教頭⇒校長
- (2) 校長⇒八代市教育委員会 学校教育課
 - ※緊急時には、臨機応変に対応する。
 - ※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 - ※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

6 基本方針の見直し及び公表

- (1) ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- (2) 年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいて対応する。
- (3) 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価する。
- (4) いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

その他 関係法令

(1) 教育基本法

① 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

① 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【 改定履歴 】

平成 2 6 年 3 月	策定
平成 2 8 年 7 月	改訂
令和 3 年 1 月	改訂